コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Nippon Seisen Co.,Ltd.
最終更新日：2015年6月30日
日本精線株式会社
代表取締役社長 近藤　龍夫
問合せ先：総務部総務室06-6222-5431
証券コード：5659
http://www.n-seisen.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「経営の透明性と効率性を確保し、ステークホルダーの要望に応えて、企業価値の継続的増大を図ること」がコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。また、コンプライアンス経営がコーポレート・ガバナンスの根幹をなすとの判断のもと、企業倫理憲章の制定やコンプライアンス委員会の設置を行い、その推進体制を強化しております。
経営監視機能については、当社の企業規模ならびに事業内容を勘案し、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、社外監査役2名を含む監査役4名体制で、取締役の業務の執行の監査および監視によるコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大同特殊鋼株式会社	13,103,920	40.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,090,000	9.51
日本冶金工業株式会社	1,688,052	5.20
株式会社みずほ銀行	1,086,750	3.34
特殊発條興業株式会社	532,800	1.64
前尾和男	472,000	1.45
株式会社池田泉州銀行	401,500	1.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	378,000	1.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	338,100	1.04
日本精線従業員持株会	242,159	0.74

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	大同特殊鋼株式会社 （上場：東京、名古屋）（コード） 5471

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は原材料の重要な供給元でありますが、複数購入先の一社であり、これに伴う事業上の制約はないと判断しております。
また、当社の取締役7名のうち、過半数は同社の役員並びに出身者が占めておりますが、当社は、上場企業として経営の独立性を確保し、同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定しております。
従いまして、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社とは緊密な協力関係を保ちながらも事業活動を行う上での特段の制約はなく、独自に事業活動を行っており、親会社等からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花井　健	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花井　健	○	・花井氏は昭和52年から平成21年まで当社の取引先である株式会社みずほ銀行に勤務しており、平成18年から平成21年まで同行の常務執行役員でありました。 ・同行は当社の借入先であり、平成27年年3月31日時点での借入金残高は200百万円であります。	・花井氏は、他社の経営に長年にわたり携わっておられ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を、当社の経営に反映いただけると判断したためです。 ・同氏は、株式会社ネクストの社外監査役、株式会社アシックス及び株式会社丸運の社外取締役を兼務しておりますが、各社と当社との間には特別の利害関係はありません。 ・同氏は、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と監査室の連携状況は、監査の方法などに関して意見交換を行うなど緊密な連携を図っており、当事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)には39回の打合せ会合を実施しております。
監査役と会計監査人との連携については、監査役が会計監査人の会計監査計画を聴取のうえ、監査結果の把握や意見交換を行うなど緊密な連携を図っており、当事業年度には19回の打合せ会合を実施しております。
監査室と会計監査人の連携状況は、相互の専門知識と経験を生かした深度ある監査の確保と監査の効率化のために、監査対象部署、実施項目、日程など相互の監査計画を調整して、合同で監査を実施するほか、双方の独自の監査結果を報告するなど随時頻繁に意見交換を行うなど緊密な連携を図っており、当事業年度に28回の打合せ会合を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野中　章男	他の会社の出身者											△		
花輪　　博	他の会社の出身者			△		△		△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野中　章男	○	・野中氏は、日本冶金工業株式会社の元代表取締役専務執行役員であり、同社は当社の主要な株主であります。 ・同氏と当社の間で製品販売等の取引関係はありませんが、過去に当社の常勤監査役であった者が同社の非常勤監査役・社外監査役であります。 ・それぞれの前任者も同社並びに当社の出身者であります。	・野中氏は、当社の事業内容に関する知識が豊富で、また、日本冶金工業株式会社での長年の知識と経験を、当社の監査業務に生かしていただけると判断したためです。 ・同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の向上に寄与いただいております。
花輪　　博	○	・花輪氏は、昭和48年から平成14年まで当社の親会社である大同特殊鋼株式会社に勤務し、平成12年から平成14年まで同社の鋼材事業部溶材販売部長でありました。 ・同氏は、平成17年から当社の兄弟会社である大同興業株式会社に勤務し、平成20年から平成26年６月まで同社の常務取締役でありました。 ・同社は当社製品の重要な販売先並びに原材料の重要な仕入先であります。平成26年４月１日から平成27年３月31日までの取引金額は、ステンレス鋼線等の販売が80億円、原材料の購入が87億円であります。	花輪氏は、当社の事業内容に関する知識が豊富で、また、大同特殊鋼株式会社及び大同興業株式会社での長年の経験と知識を、当社の監査業務に生かしていただけると判断したためです。 ・同氏は、現在・最近において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の向上に寄与いただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与に関する特段の施策は実施しておりません。これは、当社が中長期に亘る継続的な企業価値の向上を重視しており、従いまして年度の業績などに連動した報酬体系を導入することが必ずしも得策ではないと判断しているためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、取締役の報酬額に、期間費用として引当金計上した取締役賞与及び退職慰労金を含め、全取締役の総額を開示しております。
なお、平成26年度は、取締役賞与及び退職慰労金を含め、1億58百万円としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の議案に関する重要な事項について、事前に説明することとしております。
社外監査役に対しては、原則取締役会の前に監査役会を開催し、常勤監査役より取締役会の議案につきその内容を事前に説明することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、社外監査役2名を含む監査役4名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有する社外取締役1名を選任し、監督機能の実効性向上を図っております。
当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能の役割と責任を明確化するため執行役員制度を採用しております。
当制度の下、業務執行に関しては、取締役会が中期計画などの経営目標を定め、代表取締役、上席常務執行役員および常務執行役員が、半期毎に、具体的活動方針および目標を設定し業務の執行および進捗状況をレビューしております。また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、上席常務執行役員および常務執行役員と関連部門長が出席する「経営会議」を開催し効率的審議を行い、取締役会規程に定められた事項は、取締役会の決議・報告により監督機能を発動しています。
また、監査機能強化として、重要案件審議時の「経営会議」には監査役の出席を仰ぐほか、「経営会議」の議案の内容ならびに議事録は監査役に都度報告するとともに、代表取締役社長直轄の「監査室」に専従者1名を配置して実地監査を行い、その結果は、社長ならびに監査役に報告する体制を整備しております。
なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、平井文彦氏、武藤元洋氏の2名であり、ひびき監査法人に所属しております。
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載のとおり、当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しております。
また、経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能の役割と責任を明確化するため執行役員制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、平成27年３月期定時株主総会（平成27年６月26日開催）に係る招集通知の発送を、６月８日（法定期日の３営業日前）に行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報は、決算発表にあわせて当社ホームページに掲載しております。また、決算情報以外の適時開示資料、主要な経営指標の推移についても掲載しております。（http://www.n-seisen.co.jp/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、総務部をIRの担当部署としており、IR担当役員として総務部管掌役員、事務連絡責任者として総務部長が投資家向けの対応ならびに取引所との連絡に当たっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社生産工場（枚方工場・東大阪工場）は、環境保全活動の一環として環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、取締役会において「日本精線企業倫理憲章」を定め、その中で、「当社は、株主・顧客・地域住民をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に適時開示する」ことをうたっており、それに基づいて制定した「日本精線行動規準」の冊子をすべての役員、執行役員および従業員等に配付し、その徹底を図っております。また、「適時開示基準の概要」は常時「社内LAN」に掲示するとともに、内部監査の都度に各部門長に認識度のチェックを行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備と運用ならびに継続的改善が経営の最重要課題であると認識しております。当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備の概要は、以下のとおりです。

「取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
（1）当社は取締役会で定めた「日本精線企業倫理憲章」およびそれに基づいて制定した「日本精線行動規準」をすべての役員、執行役員および使用人に配付するとともに、「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」を継続して伝える。
（2）当社は、「日本精線企業倫理憲章」に制定のとおり、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力および団体とは、公的機関と協力して断固として対決する。
（3）これらを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置、コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、執行役員および使用人が行動規準の実施を徹底するよう啓蒙、改善を継続する。
（4）コンプライアンス委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。
なお、当社は公益通報者保護法に基づいて「公益通報者保護規程」を制定し、社内に「コンプライアンス通報・相談窓口」を設置・運用するとともに、組織としての自律的な問題解決能力の向上を図っております。
「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」
（1）取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。
（2）取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。
（3）株主総会議事録等の法定作成文書をはじめ稟議書等の決裁書類ならびに経営会議資料等は、取締役会規程、文書取扱規程等社内規程に基づき保存および管理を適正に行う。
「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
（1）当社の事業推進に伴う損失の危険に関しては、業務執行取締役がそれぞれの担当部署のリスクを認識、統括・管理し、その内容につき取締役会に報告する。
（2）突発的危機発生時は、経営危機管理規程に基づき、対外的影響を最小限にするための対応策を協議・実施する。
なお、コンプライアンス委員会において全社的な事業リスク分析を行っており、今後計画的にその対策を実行していくこととしております。また、当社は社外弁護士として御堂筋法律事務所と顧問契約を締結して、適宜相談・アドバイスを受けております。
「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
（1）当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員制度を採用する。
（2）上記執行役員制度の下では、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、代表取締役、上席常務執行役員および常務執行役員が、半期毎に、具体的活動方針および目標を設定し業務の執行および進捗状況のレビューを行う。
（3）また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、上席常務執行役員、常務執行役員および関係部門長が出席して開催する「経営会議」において効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項とする。
「当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
（1）当社は親会社およびそのグループ各社との関係に関しては、大同特殊鋼グループとしての企業価値向上に取り組むと同時に、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本方針とし、取引については一般取引先と同様個別協議により決定する。
（2）当社取締役、執行役員および使用人は子会社の非常勤監査役または非常勤取締役に就任し、子会社を監査、監視する。コンプライアンスについては、子会社に「日本精線企業倫理憲章」および「日本精線行動規準」を配付し、指導・支援を行い、法令遵守意識を啓蒙するとともに、内部監査部門は、1年に1回重要なる子会社の監査を実施し、代表取締役社長ならびに監査役会にその結果を報告する。
（3）財務報告の信頼性の確保については、体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定め責任体制を明確化して推進し、財務報告の信頼性の維持・向上を図る。
などであります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム整備」において、上記のとおり反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めております。
また、「日本精線行動規準」においても反社会的勢力との絶縁について規定しており、全ての役員、執行役員および使用人への周知・徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

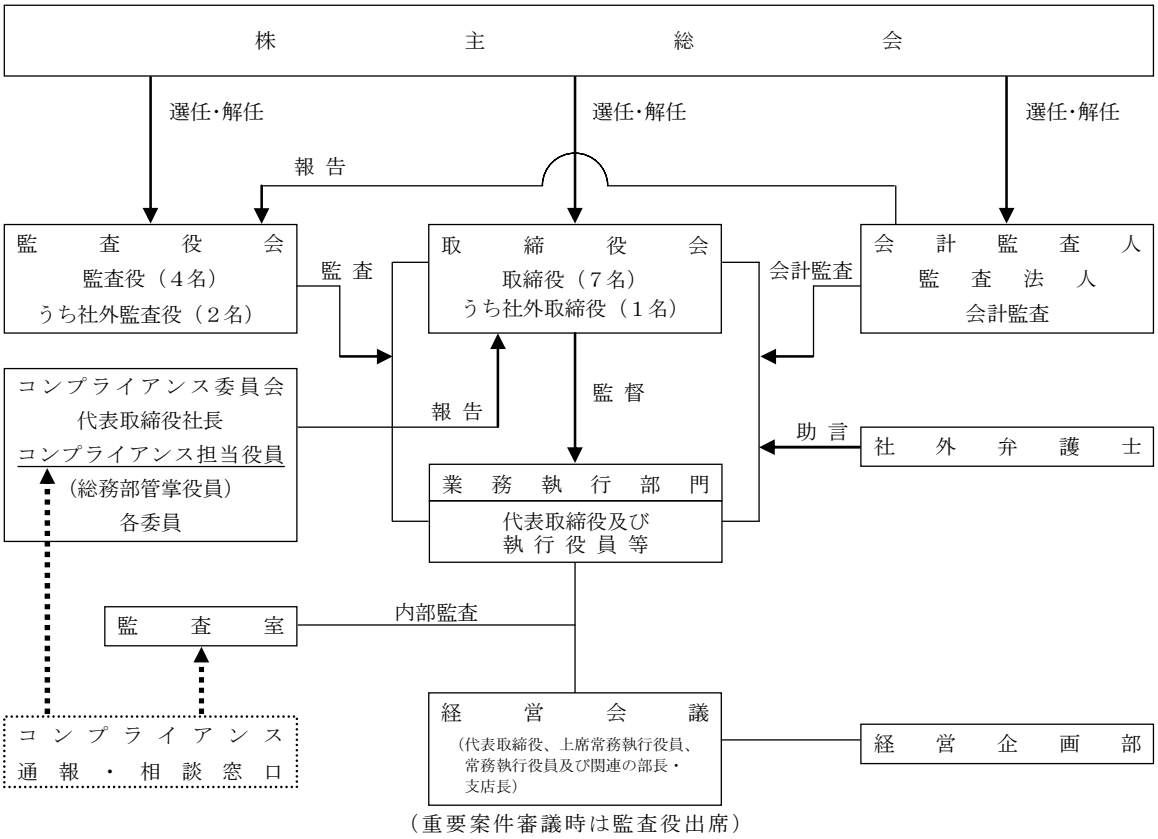

（重要案件審議時は監査役出席）